『令和7年3月申告用 所得税の確定申告の手引』追録

令和6年12月6日、国税庁より、「外国税額控除に関する明細書」に 誤り(※)があることが公表され、分配時調整外国税相当額控除の適用を 受ける方が当該明細書に沿って外国税額控除の金額を計算すると、外国 税額控除の金額が過大に算出される場合があることが判明しました。

(※) 具体的には、分配時調整外国税相当額控除の適用を受ける方の外国税額控除の 控除限度額の計算の基礎となる所得税及び復興特別所得税の金額は、それぞれ分 配時調整外国税相当額控除の金額を控除した後の金額となるにもかかわらず、当 該明細書(控用の裏面の「書き方」)では、同控除を控除する前の金額を記載する よう誤った案内をしていたものです。

(「外国税額控除に関する明細書」の様式誤り等に関するお知らせ)(国税庁ホームページ)

https://www.nta.go.jp/information/topics/0024011-034/index.htm

上記内容の公表を受け、本書においては、以下のように記述を訂正させていただきます(下線部分が訂正部分です。)。

◆513ページ

「(3) 控除限度額の計算」の(注2)

(誤)

(注2) 「その年分の所得税の額」とは、配当控除や(特定増改築等)住宅借入金等特別控除などの税額控除、災害減免額を適用した後の所得税の額をいいます。

【正】

(注2) 「その年分の所得税の額」とは、配当控除や(特定増改築等)住宅借入金等特別控除、所得税に係る分配時調整外国税相当額控除などの税額控除(令和6年分特別税額控除は除きます。)、災害減免額を適用した後の所得税額をいいます。

◆513ページ

「(3) 控除限度額の計算」の(注5)

(誤)

(注5) 「その年分の復興特別所得税額」とは、基準所得税額(その年分の所得税額)に 2.1%の税率を乗じて計算した金額をいいます。

Œ

(注5) 「その年分の復興特別所得税額」とは、基準所得税額(その年分の所得税額(分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除を適用せず、令和6年分特別税額控除を適用したもの。))に2.1%の税率を乗じて計算した金額に復興特別所得税に係る分配時調整外国税相当額控除を適用した後の額をいいます。